

2 障がい者手帳



——障がいの種別に応じて手帳の交付を受けると、
様々な福祉のサービスを受けることができます——

●障がい者手帳の種類

身体障がい者手帳	身体に障がいがあると認められた方	1級から6級
療育手帳	知的に障がいがあると認められた方	A・B
精神障がい者 保健福祉手帳	精神疾患のため、日常生活や社会生活に 制約があると認められた方	1級から3級

●障がい者手帳を持つまでの流れ

申請 出雲市福祉推進課または各行政センター市民サービス課に申請します。
※医師の診断書が必要な場合があります。



審査 島根県立心と体の相談センターで審査があります。



交付 障がいがあると認められた場合、障がい者手帳を交付します。
※申請から交付までに1か月半から2か月かかります。

●障がい者手帳を持っていると使える制度



手当・年金など
9ページへ



医療費の補助
12ページへ



交通料金などの割引
16ページへ



税金などの減免
20ページへ



補装具などの補助
23ページへ



福祉サービスの利用
29ページへ

●申請・お問い合わせ

- ・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598
- ・各行政センター 市民サービス課

(1) 身体障がい者手帳

※以降、「身障手帳」と省略して表記する場合があります

「身体障がい者手帳」は、疾病や事故などによって、身体に永続する障がいのある方に交付されます。各種の福祉のサービスを受けるために必要となるものです。

◆対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能およびHIV感染による免疫機能に障がいのある方

◆障がい等級

障がいの程度によって重い順に1級から6級までの区分があります。また、第1種身体障がい者と第2種身体障がい者に区分されています。(交通機関を利用する際の区分)

◆再認定

身障手帳は、障がいの状態によって再認定が必要な場合があります。

※申請書・届出書は、窓口にありますので、事前の準備は不要です。

手続		必要書類等
新規申請		①手帳交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③指定医による診断書※ ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
再交付	等級変更 障がい追加	①手帳再交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③指定医による診断書※ ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
	再認定	①手帳再交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③指定医による診断書※ ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
	紛失・破損	①手帳再交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
記載事項変更	氏名 市内転居	①居住地等変更届 ②身体障がい者手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
	転出	転出先の市区町村担当窓口で確認の上、手続きしてください
	転入	①居住地等変更届 ②身体障がい者手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
返還	死亡・治癒	①返還届 ②身体障がい者手帳

※診断書は障がいによって様式が異なります。

交付対象の障がい	1	2	3	4	5	6
視 覚	●	●	●	●	●	●
聴 覚		●	●	●		●
平衡機能			●		●	
音声・言語・そしゃく			●	●		
肢体不自由	●	●	●	●	●	●
※体幹機能障がい	●	●	●		●	
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	●		●	●		
肝 臓	●	●	●	●		
免 疫	●	●	●	●		

障がい2つ以上あると、手帳の等級が変わる場合があります。



(2) 療育手帳

「療育手帳」は、知的障がい者(児)に対し交付されます。各種の福祉のサービスを受けるために必要となるものです。

※療育手帳を所持されている方も、精神障がい者保健福祉手帳の申請ができます。

◆対象者

知的障がいが発達期(おおむね18歳までが対象。18歳以降の病気・事故などによる障がいは対象になりません。)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある方

◆障がい等級

障がいの程度として、重い順に「A」、「B」の区分があります。また、第1種知的障がい者、第2種知的障がい者と区分されています。(交通機関を利用する際の区分)

◆再判定

療育手帳は、再判定があります。年齢によって時期が異なります。

次回判定年月日の3か月前から申請できます。

※申請書・届出書は、窓口にありますので、事前の準備は不要です。

手続		必要書類等
新規申請		①交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③個人番号確認書類(マイナンバーカードなど) ④判定機関での判定
再交付	再判定	①交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③療育手帳 ④個人番号確認書類(マイナンバーカードなど) ⑤判定機関での判定
	紛失・破損	①交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
記載事項変	氏名 市内転居	①記載事項変更届 ②療育手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
	転出	転出先の市区町村担当窓口で確認の上、手続きしてください
	転入 (県内から)	①記載事項変更届 ②療育手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
転入(県外から)		①交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③療育手帳 ④個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
返還	死亡・治癒	①返還届 ②療育手帳

判定先 判定の予約は直接次の判定機関へ電話確認が必要です。

●新規、18歳未満の方の再判定

出雲児童相談所
☎0853-21-0007

●18歳以上の方の再判定

島根県立心と体の相談センター
☎0852-32-5905



(3) 精神障がい者保健福祉手帳

※以降、「精神手帳」と省略して表記する場合があります

「精神障がい者保健福祉手帳」は、精神疾患があって、精神障がい(知的障がい者は除く)のために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に交付されます。各種の福祉のサービスを受けるために必要となるものです。

※精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方も、療育手帳の申請ができます。

◆対象者

精神疾患によって6か月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方

◆障がい等級

障がいの程度として、重い順に1級から3級の区分があります。また、第1種(1級)と第2種(2, 3級)に区分されています。(交通機関を利用する際の区分)

◆更新

精神手帳の有効期限は2年です。期間延長する場合は更新の申請が必要です。

有効期限の3か月前から申請できます。

※申請書・届出書は、窓口にありますので、事前の準備は不要です。

手続		必要書類等
新規申請		①手帳申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③診断書(手帳用)または精神障がいによる障がい年金証書の写しなど (障がい年金証書の写しなどで申請される場合は、 印鑑が必要 です) ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
更 新		①手帳申請書 ②診断書(手帳用)または精神障がいによる障がい年金証書の写しなど (障がい年金証書の写しなどで申請される場合は、 印鑑が必要 です) ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など) ※有効期限欄がすべて記載されている場合は、 写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm)が必要です
等級変更		①手帳申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③診断書(手帳用)または精神障がいによる障がい年金証書の写しなど (障がい年金証書の写しなどで申請される場合は、 印鑑が必要 です) ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
再 交 付 ・ 変 更 届	紛失・破損	①再交付申請書 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
	氏 名 市内転居	①変更届 ②精神障がい者保健福祉手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
	転出	転出先の市区町村担当窓口で確認の上、手続してください
	転入 (県内から)	①変更届 ②精神障がい者保健福祉手帳 ③個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
転入(県外から)		①手帳申請書および変更届 ②写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ③精神障がい者保健福祉手帳 ④個人番号確認書類(マイナンバーカード など)
返 還	死亡・治癒	①返還届 ②精神障がい者保健福祉手帳

※自立支援医療(精神通院医療)を受給されている方は、手続の際に自立支援医療受給者証もお持ちください。



(4) 障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」

障がい者割引適用時に、障がい者手帳（身障手帳、療育手帳、精神手帳）の提示に代えて、障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも減免が受けられます。

●ミライロIDとは

株式会社ミライロが提供するアプリのことで、障がい者手帳に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つものです。

※登録できる障がい者手帳は、いずれも顔写真が添付されているものに限りです。

●ミライロIDの使い方



ミライロIDアプリをダウンロードして、アカウントを作成します。

お手持ちの障害者手帳を撮影して、あなたの情報を登録します。

ミライロIDやミライロクーポンが使える施設や窓口で、画面を提示してください。

無料でダウンロード!

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

ミライロ ID が使える場所

●ミライロIDが使える場所

★市有施設等の主な場所

- | | | |
|----------------|-------------------|--------------|
| ・ 出雲市民会館 | ・ タラソテラピー（海洋療法）施設 | ・ 一の谷公園 |
| ・ 平田文化館 | ・ ひかわ美人の湯 | ・ 湖陵総合公園 |
| ・ スサノオホール | ・ 出雲平成温泉 | ・ 手引ヶ丘公園 |
| ・ 多伎文化伝習館 | ・ 出雲ゆうプラザ | ・ 真幸ヶ丘公園 |
| ・ 大社文化プレイスうらら館 | ・ すぱーく出雲 | ・ 出雲弥生の森博物館 |
| ・ 斐川文化会館 | ・ 出雲健康公園 | ・ 荒神谷博物館 |
| ・ 出雲文化伝承館 | ・ 出雲こどもホーム | ・ ご縁広場 |
| ・ パルメイト出雲 | ・ くすのき広場管理棟 | ・ 斐川環境学習センター |
| ・ 平田本陣記念館 | ・ 平田ふれんどリーハウス | ・ 障がい者福祉タクシー |
| ・ 宍道湖公園湖遊館 | ・ サンアビリティーズいずも | ・ 生活バス など |

このほか、JAL（日本航空）、ANA（全日本空輸）、JR各社、一畑電車、T・ジョイ、NTTドコモ、au、ソフトバンク、ファミリーマート、ローソンなどでも使えます。

◆使える場所は、全国各地に広がっています。くわしくは、上記サイトをご確認ください。

注意点：アプリの不具合やスマートフォンの故障などの場合は、障がい者手帳の提示が必要です。